

# 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

## 【説明資料】

法務省大臣官房司法法制部

## 資料目次

1	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要	1
2	裁判官の定員の減員等	2
3	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の施行日について	3
4	別紙（1～4）	5

# 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

法務省

## 1 改正の必要性及び趣旨

近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

## 2 法律案の内容

### (1) 判事補の員数を40人減少すること（第一条関係）

近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を40人減少しようとするもの。

### (2) 裁判官以外の裁判所の職員の員数を26人減少すること（第二条関係）

事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員のワークライフバランス推進を図るため、家庭裁判所調査官を2人、裁判所事務官を39人それぞれ増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、技能労務職員等を67人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を26人減少しようとするもの。

## 3 施行期日

令和4年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

1 裁判官の定員の減員

区分	理由	減員数
判事補	事件動向及び充員状況を踏まえた定員の見直し	40

2 裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員

区分	増員		減員		増減計
	理由	員数	理由	員数	
家庭裁判所調査官	国家公務員のワークライフバランス推進	2			2
裁判所速記官			録音反訳方式の導入による逐語録作成事務の効率化	-2	-2
裁判所事務官	(1) 事件処理の支援のための体制強化 (2) 国家公務員のワークライフバランス推進	39	事務処理の合理化	-47	-8
技能労務職員			庁舎管理業務の合理化	-18	-18
合計		41		-67	-26

平成23年以降、改正法案の施行日を「4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」としている理由について

- 1 裁判所職員の定員には、裁判所職員定員法において定められる定員（以下「法律定員」という。）と一般会計予算において定められる定員（以下「予算定員」という。）とがあるが、両者は、いずれも、裁判所の事務を遂行するために必要な職員の員数という観点から定められるものであるから、基本的に一致すべきものであり、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）の施行日については、会計年度の初日である4月1日とすることが望ましい。
- 2 また、平成22年度までは、判事補から判事となる者の判事任官日が毎年4月初旬であったことから、改正法案の成立が4月以降にずれ込むと、判事への任官の一部抑制や人事異動の凍結といった深刻な事態を招来し、裁判の運営そのものに重大な支障を来すことを理由に、改正法案を日切れ扱いとして4月1日を施行日とする形での法改正を行ってきた。  
しかし、平成11年度に実施された司法修習制度の変更（司法修習53期以降は、修習期間が約2年から約1年6か月に短縮された。）により、平成23年度からは、判事補から判事となる者の判事任官時期が10月以降となつたため（注）、改正法案の成立が4月以降にずれ込んだとしても、直ちに上記のような裁判の運営に重大な支障を生じることにはならないことから、平成23年以降、改正法案を日切れ扱いにしないこととしたものである。
- 3 もっとも、法律定員と予算定員をなるべく一致させるべきであることは、前記1のとおりであって、仮に改正法案の成立が4月以降にずれ込んだとしても、可及的に近付けるべきであることに変わりはない。
- 4 以上のことから、平成23年以降、改正法案については、その施行日を「4

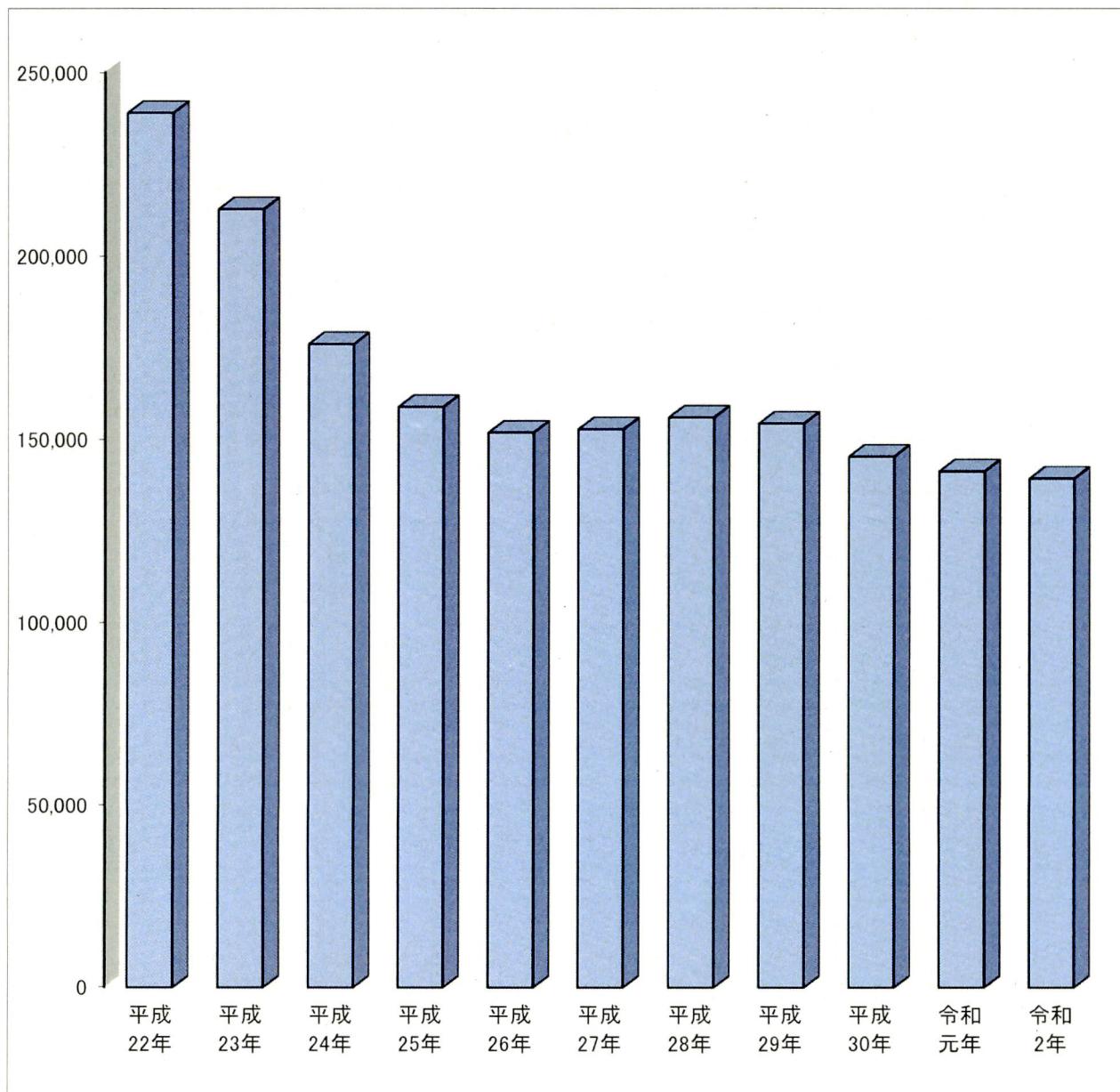
月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」と定めている。

注) 判事任官時期

修習期	修習期間	判事補任官時期	判事任官時期
52期	約2年	平成12年4月	平成22年4月
53期	約1年6か月	平成12年10月	平成22年10月
54期	約1年6か月	平成13年10月	平成23年10月
55期	約1年6か月	平成14年10月	平成24年10月
56期	約1年6か月	平成15年10月	平成25年10月
57期	約1年6か月	平成16年10月	平成26年10月
58期	約1年6か月	平成17年10月	平成27年10月
59期	約1年6か月	平成18年10月	平成28年10月
現行60期	約1年4か月	平成19年9月	平成29年9月
新60期	約1年	平成20年1月	平成30年1月
現行61期	約1年4か月	平成20年9月	平成30年9月
新61期	約1年	平成21年1月	平成31年1月
現行62期	約1年4か月	平成21年9月	令和元年9月
新62期	約1年	平成22年1月	令和2年1月
現行63期	約1年4か月	平成22年9月	令和2年9月
新63期	約1年	平成23年1月	令和3年1月
現行64期	約1年4か月	平成23年9月	令和3年9月
新64期	約1年	平成24年1月	令和4年1月(予定)
現行65期	約1年4か月	平成25年1月	令和5年1月(予定)
新65期	約1年	平成25年1月	令和5年1月(予定)
66期	約1年	平成26年1月	令和6年1月(予定)

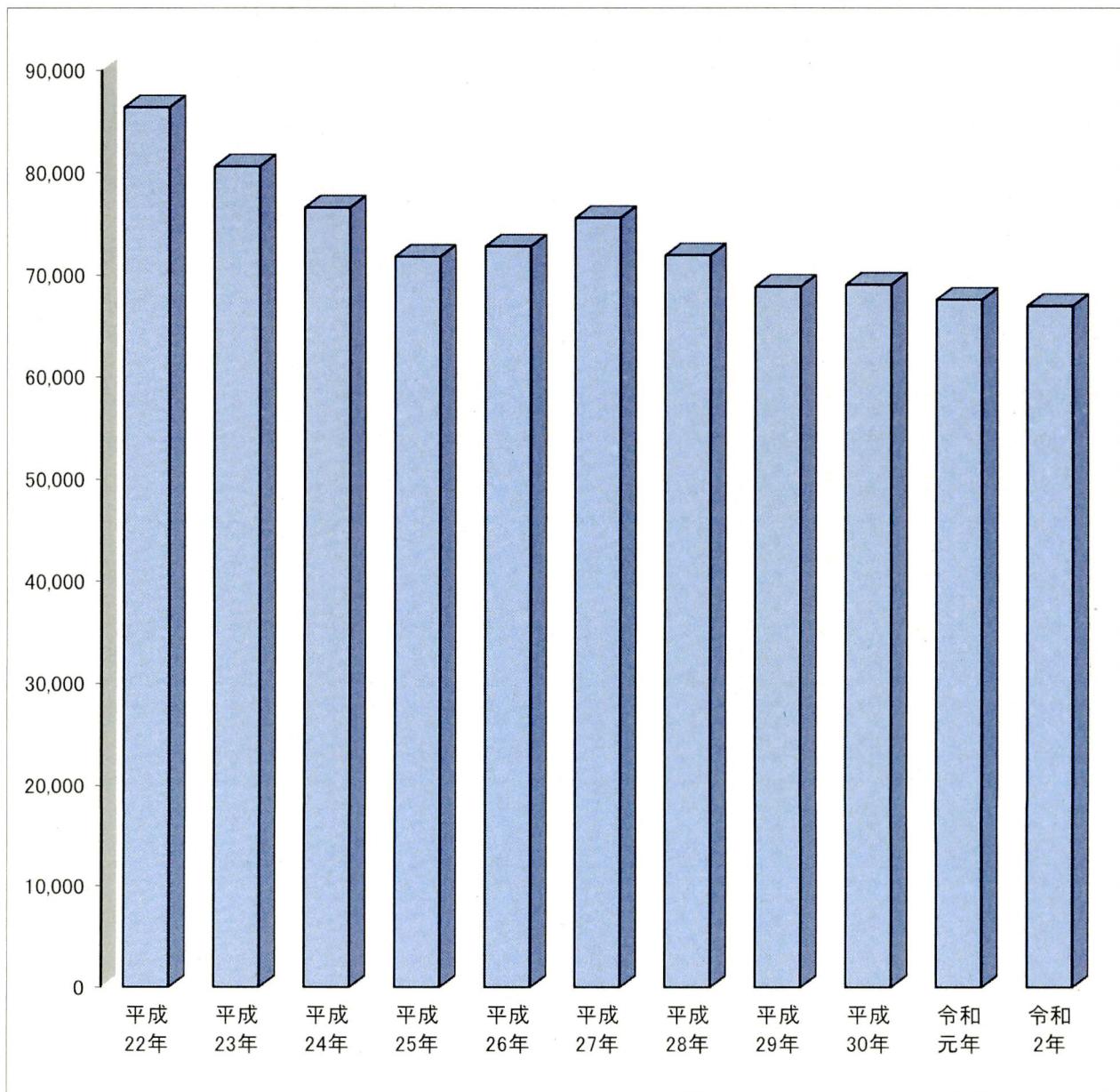
### 民事訴訟事件（地方裁判所）

年 次	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
新受総数	238,889	212,596	175,765	158,660	151,637	152,529	155,740	154,102	145,038	141,060	139,101
対前年比	—	89.0%	82.7%	90.3%	95.6%	100.6%	102.1%	98.9%	94.1%	97.3%	98.6%



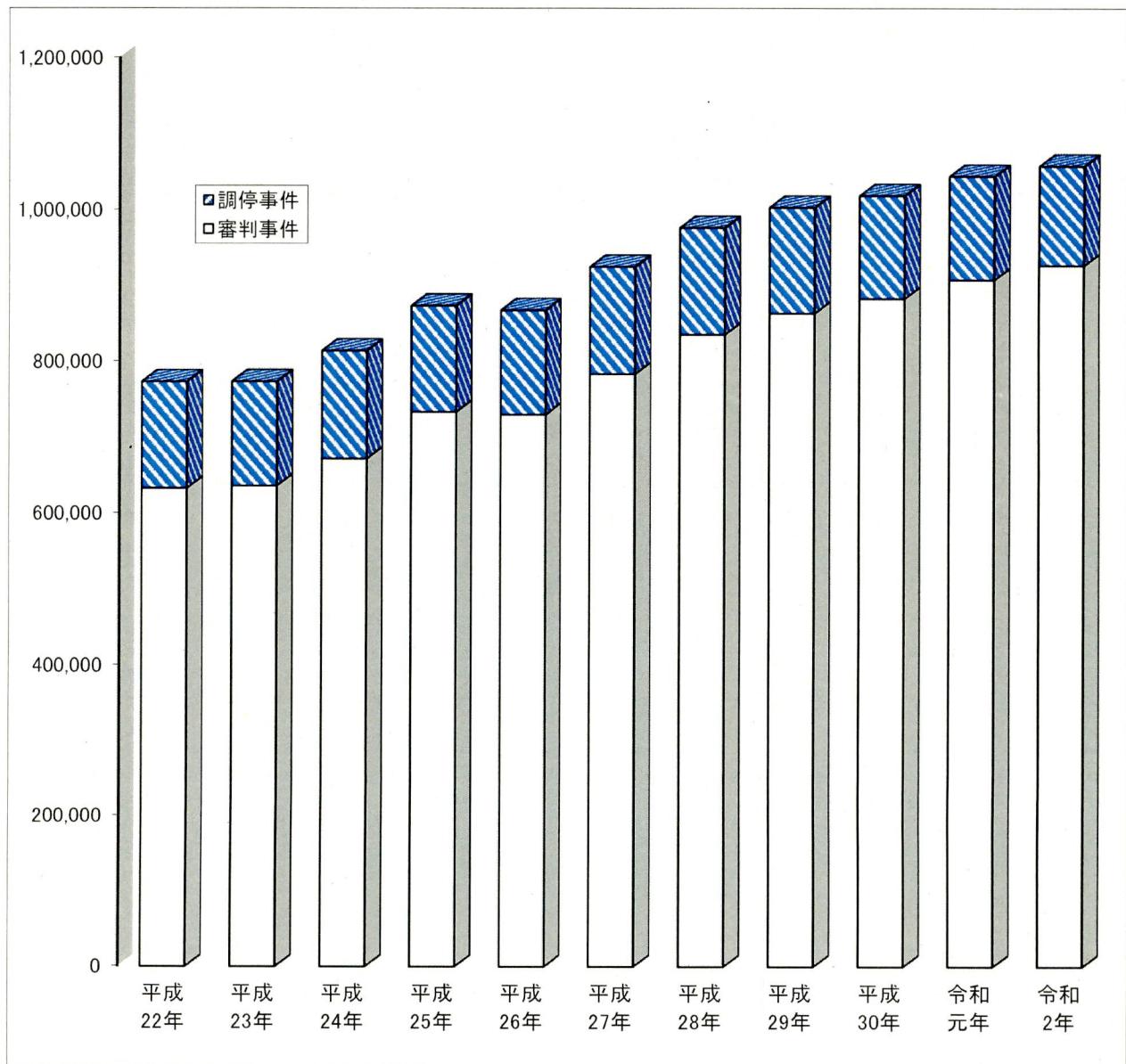
### 刑事訴訟事件（地方裁判所）

年 次	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
新受総数	86,387	80,608	76,588	71,771	72,776	75,566	71,900	68,830	69,028	67,554	66,939
対前年比	—	93.3%	95.0%	93.7%	101.4%	103.8%	95.1%	95.7%	100.3%	97.9%	99.1%



## 家事事件（家庭裁判所）

年次	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
審判事件	633,337	636,758	672,682	734,227	730,608	784,088	835,713	863,884	883,000	907,798	926,830
対前年比	—	100.5%	105.6%	109.1%	99.5%	107.3%	106.6%	103.4%	102.2%	102.8%	102.1%
調停事件	140,557	137,390	141,802	139,593	137,207	140,822	140,640	139,274	135,784	136,359	130,937
対前年比	—	97.7%	103.2%	98.4%	98.3%	102.6%	99.9%	99.0%	97.5%	100.4%	96.0%
総数	773,894	774,148	814,484	873,820	867,815	924,910	976,353	1,003,158	1,018,784	1,044,157	1,057,767
対前年比	—	100.0%	105.2%	107.3%	99.3%	106.6%	105.6%	102.7%	101.6%	102.5%	101.3%



### 少年保護事件（家庭裁判所）

年 次	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
新受総数	163,773	151,528	132,824	121,914	108,121	93,993	82,603	74,019	65,454	56,975	52,019
対前年比	—	92.5%	87.7%	91.8%	88.7%	86.9%	87.9%	89.6%	88.4%	87.0%	91.3%

